

## 国際会計基準改訂第7号

### 『キャッシュ・フロー計算書』の特徴とその意義

——公開草案第36号に対するコメントレターをふまえて——

百合草 裕 康

- I はじめに
- II 改訂 IAS 7『キャッシュ・フロー計算書』の概要
- III E 36『キャッシュ・フロー計算書』に対するコメントレターの分析
- IV むすびにかえて——改訂 IAS 7の特徴とその意義——

#### I. はじめに

資金情報の開示に関する国際的な動向に目をむけると、運転資本を中心とする情報を提供しようとする財政状態変動表からより現金に近い情報を提供しようとするキャッシュ・フロー計算書への移行という潮流をみることができる。たとえば、アメリカでは1987年に財務会計基準審議会 (FASB) によって財務会計基準書第95号『キャッシュ・フロー計算書』(SFAS 95) が公表され、財政状態変動表に代わってキャッシュ・フロー計算書の作成・開示が義務づけられた。イギリスでも、1991年会計基準審議会 (ASB) は SSAP 第10号を改訂し、財務報告基準書第1号『キャッシュ・フロー計算書』(FRS 1) を公表した。またカナダやオーストラリアといったアングロ・サクソン系の国でも、キャッシュ・フロー計算書の作成・開示が制度的に承認されるにいたっている<sup>(1)</sup>。

こうした動向に呼応する形で、国際会計基準委員会 (IASC) は、1991年7月、国際会計基準第7号『財政状態変動表』(IAS 7) を改訂するための公開草案第36号『キャッシュ・フロー計算書』(E 36) を公表した。E 36は、その内容をみる限り、アメリカの SFAS 95 やイギリスの FRS 1 の影響をうけていると考えられるが、IASC は、E 36に対して寄せられた数多くのコメントレターを検討した上で、1992年10月、国際会計基準改訂第7号『キャッシュ・フロー計算書』(改訂 IAS 7) を公表するにいたっており、特徴的な点もいくつかみられるようである。

(1) カナダでは、1985年に CICA ハンドブック Section 1540 が改訂され、現金および現金等価物を基礎とするキャッシュ・フロー情報が公開されるようになっており、またオーストラリアでは、1991年、AAS 第28号『キャッシュ・フロー計算書』が公表されており、その開示が制度化されるにいたっている。

近年、とりわけ IASC が1989年に E 32『財務諸表の比較可能性<sup>(2)</sup>』を公表して以来、財務諸表の比較可能性の問題が注目され、活発な議論が展開されてきている<sup>(3)</sup>。したがって、いくつかの国ですでに基本財務諸表に組み込まれているキャッシュ・フロー計算書の国際会計基準である改訂 IAS 7 の内容をみることの重要性も高いと考えられる。そこで本稿では、改訂 IAS 7 にもとづくキャッシュ・フロー計算書の概要をみた上で、改訂 IAS 7 にさきだって公表された E 36とそれに対して寄せられたコメントレター（『コメントレター』）の内容を分析し、改訂 IAS 7 にもとづくキャッシュ・フロー計算書の特徴およびその意義について検討する。

## II. 改訂 ISA 7『キャッシュ・フロー計算書』の概要

会計情報の利用者が経済的意思決定を行うには、企業が現金および現金等価物を生み出す能力、ならびにそれらを生み出す時期および確実性を評価する必要がある。こうした情報ニーズを満足させることが、財務報告とりわけその中心となる財務諸表の基本的な目的であるという考え方は、アメリカを中心とするアングロ・サクソン系の国では一般化しつつあるようである。改訂 IAS 7 においても、キャッシュ・フロー計算書によって提供される情報は、財務諸表の利用者に対して、企業が現金および現金等価物を生み出す能力、ならびにこれらのキャッシュ・フローを利用する企業のニーズをあらかじめ評価するための基礎を提供すると考えられており<sup>(4)</sup>、情報利用者の意思決定有用性という観点からキャッシュ・フロー情報が位置づけられている。そして、キャッシュ・フロー計算書は、財務諸表の不可欠な一部として位置づけられており、財務諸表が提示される各会計期間について提示しなければならないとされている<sup>(5)</sup>。本節では、改訂 IAS 7 の概要を理解するために、以下の点についてみておくことにする。(1)キャッシュ・フロー計算書の適用範囲、(2)資金概念、(3)キャッシュ・フロー計算書の区分、(4)営業活動からのキャッシュ・フローの報告、(5)純額ベースでの表示、(6)外貨キャッシュ・フロー、(7)利息および配当金の処理、(8)所得に対する税金の処理、(9)非現金取引、および(10)その他の開示事項。

### (1) キャッシュ・フロー計算書の適用範囲<sup>(6)</sup>

改訂 IAS 7 は、企業が行う活動の性質にかかわらず、企業は本質的に活動するにあたって現金を必要としているという観点から、金融機関を含むすべての企業をその適用対象としてお

(2) IASC, E 32, *Comparability of Financial Statements Proposed amendments to International Accounting Standards 2, 5, 8, 9, 11, 16, 17, 18, 19, 21, 22, 23 and 25* (IASC, January 1989).

(3) E 32は、IAS 7 の改訂については取り扱っていないが、IAS 7 が別個に見直しの対象になることを明示しており、したがって、国際的に比較可能な財務諸表の作成のためには、資金情報に関する新たな国際会計基準の必要性が示唆されていたとよい。Ibid., par. 13.

(4) IASC, IAS 7 (revised 1992), *Cash Flow Statements* (IASC, October 1992), Objective, par. 5.

(5) Ibid., par. 1.

(6) Ibid., par. 3.

り、したがって、すべての企業にキャッシュ・フロー計算書を作成することを要求している。

(2) キャッシュ・フロー概念<sup>(7)</sup>

キャッシュ・フロー計算書に収容される情報の範囲を画定するためには、キャッシュ・フローそのものを定義しなければならない。改訂 IAS 7 は、キャッシュ・フロー計算書を企業の現金および現金等価物の歴史的な変動に関する情報を提供するための計算書であるとしており、したがって、キャッシュ・フロー計算書の基礎になる資金概念は『現金および現金等価物』ということになる。ここで現金は手元現金および要求払預金を意味する。現金等価物は、投資またはその他の目的で保有されるのではなく、短期的な現金のコミットメントを満たすために保有される性質のものである。そして現金等価物は、即時にあらかじめわかっている金額の現金に換金可能で、かつ価値変動のリスクが重要でない、短期で流動性の高い投資を意味する。そして、キャッシュ・フローとは、こうした『現金および現金等価物』のインフローならびにアウトフローである。ここで、現金等価物には、一般に、その満期日が取得後3か月以内に到来する投資のみが含まれる。

(3) キャッシュ・フロー計算書の区分<sup>(8)</sup>

キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動、および財務活動の三つの区分に分類され、それぞれの活動ごとに生じたキャッシュ・フローが報告される。ここで営業活動とは、企業の主要な収益を生み出す活動であり、投資または財務活動以外の活動をいう。具体的には、損益の算定に組み込まれる取引や事象から生じるものが営業活動の区分で表示されることになる。営業活動によって生じるキャッシュ・フローの金額は、外部からの資金調達に頼ることなく、借入金を返済し、営業能力を維持し、配当金を支払い、さらに新規投資を行うために、どの程度十分なキャッシュ・フローを生み出したのかを示唆する指標となるという点で重要である。また投資活動とは、長期性資産および現金等価物には含まれないその他の投資の取得および処分をいう。こうした活動から生じるキャッシュ・フローを開示することによって、将来の利益やキャッシュ・フローを生み出すことを意図した資源に対して、どの程度の支出が行われたかを明らかにすることができると思われる。さらに財務活動とは、企業の持分資本および借入金の規模や構成に変動をもたらす活動をいう。こうした財務活動から生じるキャッシュ・フローを開示するのは、それが当該企業への資本提供者による将来のキャッシュ・フローに対する請求権を予測するのに有用であると考えられるからである。

(4) 営業活動からのキャッシュ・フローの報告<sup>(9)</sup>

営業活動からのキャッシュ・フローの表示方法には、一般的に直接法とよばれるものと間接法とよばれるものがある。ここで直接法とは、現金収入の総額と現金支出の総額について主要な区分ごとに開示する方法であり、間接法とは、非現金取引、過去あるいは将来の営業上の現

(7) *Ibid.*, pars. 6, 7.

(8) *Ibid.*, pars. 6, 10, 13, 16, 17.

(9) *Ibid.*, par. 18.

金の収入または現金の支出についてのあらゆる繰延べまたは見越し，ならびに投資活動または財務活動に関連する収益または費用の項目，の影響について，純利益または純損失を調整する方法である。改訂 IAS 7 では，基本的には，直接法を用いて営業活動からのキャッシュ・フローを報告することが望ましいとされているが，間接法を用いて営業活動からのキャッシュ・フローを表示することも認めている。その結果，営業活動からのキャッシュ・フローの表示方法として直接法あるいは間接法のいずれを採用するかについては，企業にその選択が委ねられることになった。

(5) 純額ベースでの表示<sup>(10)</sup>

キャッシュ・フロー計算書では，営業活動からのキャッシュ・フローに間接法による表示を適用する場合を除いて，キャッシュ・フローは営業・投資・財務のそれぞれの活動区分においてインフローとアウトフローを総額ベースで開示しなければならない。<sup>(11)</sup>しかしながら，キャッシュ・フローを総額ベースで報告することが，企業の活動を理解する上では，それほど重要でない場合もある。そのため，改訂 IAS 7 は，一定のキャッシュ・フローについては純額ベースによる報告を容認している。純額ベースで報告することが認められているのは，以下の活動から生じるキャッシュ・フローである。

(a) キャッシュ・フローが当該企業よりもむしろ顧客の活動を反映している場合の，顧客のための現金の収入および支出。

(b) 回転が速く，金額が大きく，しかも満期期限が短い項目に対する現金の収入と支出。

また，金融機関は，特に以下の活動から生じるキャッシュ・フローについても純額ベースで報告することがみとめられている。

(a) 定期預金の受入れおよび払い戻しのための現金の収入と支出。

(b) 他の金融機関への預金の預入れおよびそこからの預金の引出し。

(c) 顧客に対する現金の融資および貸付，ならびにそうした融資および貸付の返済。

(6) 外貨キャッシュ・フロー<sup>(12)</sup>

外貨建取引から生じるキャッシュ・フローは，当該キャッシュ・フロー発生時における当該企業の報告通貨と当該外貨との間の為替レートを当該外貨額に適用することによって，報告通貨で記録しなければならない。また在外子会社のキャッシュ・フローは，当該キャッシュ・フロー発生時における当該企業の報告通貨と当該外貨との間の為替レートで換算しなければならない。ただし，外貨表示キャッシュ・フローは，IAS 21『為替レートの変動による影響の会計処理』と整合することが要請されるため，実際のレートに近似した為替レートをを用いることが認められることになる。たとえば，外貨建取引の記録または在外子会社のキャッシュ・フローの換算にあたって，ある会計期間の加重平均為替レートをを用いてもよいのである。また，為替

(10) *Ibid.*, pars. 21, 24.

(11) *Ibid.*, pars. 18, 21.

(12) *Ibid.*, pars. 25, 26, 30.

レートの変動によって生じる未実現利益または損失は、キャッシュ・フローではないが、外貨で保有または決済される現金および現金等価物についての為替レート変動の影響額は、期首と期末の現金および現金等価物を照合するために、キャッシュ・フロー計算書において報告される。ただし、その金額は、営業活動、投資活動、および財務活動からのキャッシュ・フローとは別個に表示されることになる。

(7) 利息および配当金の処理<sup>(13)</sup>

受取利息および支払利息ならびに受取配当金および支払配当金に関連するキャッシュ・フローは、それぞれ別個に開示しなければならない。そしてそれらは、毎期継続した方法で、営業、投資、または財務活動のいずれかに分類しなければならない。たとえば、支払利息、受取利息、および受取配当金の処理については、金融機関の場合であれば、営業活動からのキャッシュ・フローとして分類することができるが、その他の企業の場合であれば、営業活動に関するキャッシュ・フローとしても分類できるし、また、それらが金融資源を獲得するための費用または投資からの利益とみなすことができることから、財務活動や投資活動からのキャッシュ・フローとしても分類することも考えられる。支払配当金の処理についても、それが金融資源を獲得するための費用であるということから、財務活動に関連するキャッシュ・フローとして分類することもできるし、また、営業活動に関連するキャッシュ・フローから配当金を支払う企業の能力を評価するのに役立たせるために、営業活動からのキャッシュ・フローとして分類することも考えられる。いずれにしても、利息および配当金については、その受取と支払の区別を含めて別個に、しかも毎期継続した方法で分類しなければならないのである。

(8) 所得に対する税金の処理<sup>(14)</sup>

所得税に対する税金から生じるキャッシュ・フローは独立した項目として開示しなければならない。そしてそれらが財務活動や投資活動とはっきりと結び付けることができない場合には、営業活動からのキャッシュ・フローとして分類しなければならない。所得に対する税金は、営業、投資、財務のいずれの活動に分類される取引からも生じると考えられる。税金についての費用は投資活動または財務活動と容易に結び付けうる場合もある。しかしながら、それに関連するキャッシュ・フローは、そうした活動に結び付けることが不可能である場合もあるし、またその基礎となる取引のキャッシュ・フローとは異なる会計期間に発生するかもしれない。そのため、所得に対する税金についてのキャッシュ・フローが投資活動または財務活動として分類されるような取引と結び付けることが可能である場合には、投資活動または財務活動として分類され、そうでない場合には営業活動からのキャッシュ・フローとして分類されることになるのである。

(9) 非現金取引<sup>(15)</sup>

---

(13) *Ibid.*, pars. 31, 33, 34.

(14) *Ibid.*, pars. 35, 36.

(15) *Ibid.*, pars. 43, 44.

(図表1) 国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」の主要な規定

	改訂 I A S 第7号における該当規定
キャッシュ・フロー計算書の位置づけ	財務諸表の不可欠な一部。(par. 1)
適用範囲	すべての企業。(par. 3)
資金概念	現金および現金等価物。(Objective, pars. 6, 8)
キャッシュ・フロー計算書の区分	活動別分類(3区分)(pars. 6, 10, 13, 16, 17) ①営業活動～企業の主要な収益を生み出す活動であり、投資または財務活動以外の活動。 ②投資活動～現金等価物には含まれない長期性資産およびその他の投資の取得および処分。 ③財務活動～企業の持分資本および借入金のおよび借入金のおよび借入金の大きさや構成に変動をもたらす活動。
営業活動からのキャッシュ・フローの報告	直接法または間接法のいずれかの方法で報告。(par. 18) ただし直接法を奨励。(par. 19)
投資および財務活動からのキャッシュ・フローの報告	原則として、現金収入と現金支出の主要な区分ごとに総額で表示。(par. 21)
純額ベースでのキャッシュ・フローの報告	以下の営業、投資、および財務活動から生じるキャッシュ・フローは、純額ベースで報告することができる。(par. 22) (a)そのキャッシュ・フローが当該企業よりもむしろ顧客の活動を反映している場合の、顧客のための現金の収入および支出。 (b)回転が速く、金額が大きく、しかも満期期限が短い項目に対する現金の収入と支出。 金融機関の以下の活動から生じるキャッシュ・フローは、純額ベースで報告することができる。(par. 24) (a)定期預金の引受および払い戻しのための現金の収入と支出。 (b)他の金融機関への預金の預入れおよびそこから預金の引出。 (c)顧客に対する現金の融資および貸付、ならびにそうした融資および貸付の返済。
外貨キャッシュ・フロー	外貨建取引から生じるキャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フロー発生時の為替レートを適用。(par. 25) 在外子会社のキャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フロー発生時の為替レートで換算。(par. 26)
異常項目の取扱	営業、投資、または財務活動のいずれかの区分で独立した項目として開示。(par. 29)
利息および配当金の処理	每期、継続的な方法で、営業、投資、または財務活動のいずれかの区分で、それぞれ独立した項目として開示。(par. 31)
所得に対する税金の処理	独立した項目として開示。財務活動や投資活動とはっきりと結び付けることができない場合、営業活動の区分に開示。(par. 35)
子会社およびその他の会社単位の取得および処分	取得および処分によって生じたキャッシュ・フローの総額を投資活動の区分に別個に開示。その場合、総額で以下の各項目を開示。(pars. 39-40) (a)購入または処分の対価の合計。 (b)現金および現金等価物によって支払われた購入または処分の対価部分。 (c)取得または処分された子会社または企業単位における現金および現金等価物の金額。 (d)取得または処分された子会社または企業単位における現金および現金等価物以外の資産および負債の金額で、主要な各区分ごとに要約したもの。
非現金取引	キャッシュ・フロー計算書体ではなく財務諸表の他の箇所で開催。(par. 43)
現金および現金等価物の構成要素	現金および現金等価物の構成要素を開示し、キャッシュ・フロー計算書における金額と貸借対照表における対応する項目の金額とを照合。(par. 45)
その他の開示事項	グループ内での利用可能性に制限があるような現金および現金等価物の残高。(par. 48)
発行日	1994年1月1日以降に開始される会計年度より施行。(par. 53)

注) 太文字は、改訂 IAS7 において、太文字(本来の基準)であることを意味する。  
(出所: IASC, IAS7 (revised 1992), *Cash Flow Statements* (IASC, October 1992), より作成。)

## 国際会計基準改訂第7号『キャッシュ・フロー計算書』の特徴とその意義

現金または現金等価物の使用を伴わない投資取引または財務取引は、キャッシュ・フロー計算書本体ではなく財務諸表の他の箇所で開示しなければならない。したがって、こうした非現金取引のうちで重要なものについては、注記において開示されることになる。非現金取引の例として次のものがあげられる。

- (a) 直接に関連する負債を負うことによるか、あるいはファイナンス・リースによる資産の取得。
- (b) 株式の発行による企業の取得。
- (c) 負債の資本への転換。
- (d) その他の開示事項<sup>(16)</sup>

改訂 IAS 7 では、その他の開示事項のうちとくに開示を義務づける項目として、「企業によって保有されているが当該企業グループの使用のためには利用可能でないような重要な現金および現金等価物の残高」をあげている。そしてこれは、経営者のコメントとともに、開示しなければならないとしている。その他、経営者のコメントを添えて追加的に開示されることが望ましい開示事項として以下のものがある。

- (a) 将来の営業活動のために利用可能である未使用借入限度枠の金額と、資本のコミットメントを決済するための未使用借入限度枠の金額。
- (b) 比例連結を用いて報告されているジョイント・ベンチャーに対する持分に関連する営業投資、および財務の各活動によって生じるキャッシュ・フローの総額。
- (c) 営業能力を維持するために必要なキャッシュ・フローの総額と営業能力を増加を表すキャッシュ・フローの総額。
- (d) セグメント別キャッシュ・フロー。

以上、改訂 IAS 7 を概観してきたが、これまで言及してきた点以外の内容を含めて改訂 IAS 7 の概要をまとめると図表 1 のようになる。

### III. E36『キャッシュ・フロー計算書』に対するコメントレターの分析

IASC は、IAS を公表するのに先だって、広く意見を聴取するために公開草案を作成し公表することになっており、こうしたプロセスにのっとり、IAS 7 を改訂するための公開草案として E36 が公表されている。前述のとおり、改訂 IAS 7 は、E36 に対して寄せられた『コメントレター』を検討した上で公表されたものである。したがって、『コメントレター』は IAS 7 を改訂する際の問題点や論点を考える上で貴重な資料になり、その内容を検討することによって、改訂 IAS 7 の特徴をより一層明確にすることができると考えられる。

『コメントレター』は、E36 の内容を検討するための資料となった意見やコメントが原則としてすべて編集されたものである。E36 に対しては、IASC 加盟団体、基準設定機関、その他

---

(16) *Ibid.*, pars. 48, 50.

図表2 E36に対するコメントレターの概況

項 目	I A S C 加盟団体	基準設定 機 関	その他の 団体・代表	銀 行 会 計 金融機関	会 計 事 務 所	個別企業 (事業会社)	個人	意見数の合計
適用範囲	5	1	3	3	2	1		15
資金概念	5	2	2		1			10
キャッシュ・フロー計算書の区分	2	2		1			1	6
営業活動からのキャッシュ・フローの報告	7	2	4	1	2	2		18
純額ベースでの表示	1	3	1		1	1		7
外貨キャッシュ・フロー	3	1				1		5
利息および配当金の処理	6	2	5		1	5		19
所得税	6	1	2		2			11
非現金取引	4	1	1		1		1	8
その他の開示事項	8	2	5	1	1	2		19
コメントレターの総数	20通	3通	10通	3通	4通	6通	2通	

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E 36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

の団体および代表者グループ、銀行および金融機関、会計事務所、個別企業—事業会社、および個人から意見が寄せられており、その総数は48通に及ぶ。『コメントレター』を分析してみると、財政状態変動表にかえてキャッシュ・フロー計算書を提案するという点についてはおおむね支持されたといつてよい。しかし、キャッシュ・フロー計算書を作成するための個々の規定については、ほとんどの項目について様々な意見やコメントが寄せられている。意見が比較的多く寄せられた項目（5つ以上）を中心に、『コメントレター』全体の概況をまとめたものが図表2である。以下では、図表2でとりあげた項目のうち、特にコメントが多く、しかもコメントの内容が論点として重要であると思われる項目として、(1)キャッシュ・フロー計算書の適用範囲、(2)営業活動からのキャッシュ・フローの報告、(3)利息および配当金の処理、(4)所得税の処理、および(5)その他の開示事項、の5項目について、『コメントレター』の内容を具体的に検討していくこととする。<sup>(17)</sup>

(1) キャッシュ・フロー計算書の適用範囲

キャッシュ・フロー計算書の適用範囲については、E36では「すべての企業の財務諸表に適用される」<sup>(18)</sup>とされていた。この点について『コメントレター』の内容をまとめると図表3のようになる。図表3からもわかるように、投資会社、年金基金、金融機関といった特定の会社形態の企業や中小規模企業などを適用範囲から除外すべきであるという意見がみられる。こうし

(17) 資金概念については、コメント数は10と多いが、定義に関する重大な点での意見やコメントは少ないため、分析項目から除外した。なお、『コメントレター』の内容の細部については、拙稿（資料）「国際会計基準公開草案第36号『キャッシュ・フロー計算書』に関するコメントレター」『産業と経済』第8巻第2号（1993年9月），pp. 73-95を参照されたい。

(18) IASC, IAS E 36, *Cash Flow Statements* (IASC, July 1991), par. 3.



図表3 キャッシュ・フロー計算書の適用範囲

	IASC 基準設定 加盟団体 機	その他の 関 団体・代表	銀 行 会 計 金融機関 事務所	個別企業 (事業会 社)	個人	計
投資会社・年金基金を除外すべき。	3	1		1	1	6
小会社・グループ計算書を作成する親会社および完全所有子会社を除外。		2	1			3
中小規模企業を除外すべき。	1					1
金融機関を除外すべき。	1	1	1	2		4
金融機関を除外すべきでない。					1	1

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E 36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

たコメントに対して、改訂 IAS 7 は、適用対象となる企業の範囲から、これらの企業をいずれも除外しないことを強調している。これは、財務諸表の利用者は、企業の活動の性質に関係なく、企業が現金および現金等価物の創出とその利用方法に関心をもっているという情報利用者指向の論拠から、さらに、たとえ企業の主たる収益獲得活動が異なっていようとも、企業はその営業活動の遂行、債務の返済、および投資者に対する利益の分配に現金を必要とするはずであるという論拠<sup>(19)</sup>からである。この点では、アメリカやイギリスでは、いくつかの適用対象から除外される企業が設けられていることと比べると特徴的な点であるといえる。<sup>(20)</sup>

## (2) 営業活動からのキャッシュ・フローの報告

営業活動からのキャッシュ・フローの報告について、E 36では次のように記述されていた。「企業は、直接法を使用して営業活動からのキャッシュ・フローを報告することが望ましい。……直接法と間接法のいずれかを使用して営業活動からのキャッシュ・フローを表示することを認める。」<sup>(21)</sup>すなわち、営業活動からのキャッシュ・フローの報告については、直接法を重視しそれによる表示を奨励しながらも、間接法による表示をも容認することを提案するものであった。こうした提案について、『コメントレター』の内容をまとめると図表4のようになる。

営業活動からのキャッシュ・フローの報告の問題については論点が2つある。その一つ目は、表示方法として直接法か間接法のいずれを選択すべきか、あるいはこの2つの方法を選択適用とすべきかという問題であり、二つ目は、表示方法の選択には関係なく（とくに直接法で表示

(19) IASC, IAS 7 (revised), *op. cit.*, par. 3.

(20) たとえば、アメリカでは、一定条件に該当する投資会社および年金基金については、適用範囲から除外されているし、またイギリスでは、小規模会社、完全所有の小会社等が適用範囲から除外されている。

FASB, SFAS No. 95, *Statement of Cash Flows* (FASB, November 1987), par. 3.

FASB, SFAS No. 102, *Statement of Cash Flows-Exemption of Certain enterprises and Classification of Cash Flows from Certain Securities Acquired for Resale* (FASB, February 1989), pars. 5-7.

ASB, FRS No. 1, *Cash Flow Statements* (ASB, September 1991), par. 17.

(21) IASC, IAS E 36, *op. cit.*, par. 23.

図表4 営業活動からのキャッシュ・フローの報告

	I A S C 基 準 設 定 其 他 の 銀 行 金 融 会 計 個 別 企 業 加 盟 団 体 機 関 団 体 ・ 代 表 機 関 事 務 所 ( 事 業 会 ) 個 人					計
直接法を支持。	2	1	1		1	5
間接法を支持。	1		2			3
両方法を容認(E 36の支持を含む)。	4	1			1	8
利益と営業活動からのキャッシュ・フローの照合についての情報を開示すべき。	2		3	1	1	8

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E 36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

された場合), 利益の金額と営業活動からの正味のキャッシュ・フローの金額の差額を照合し、かかる情報を開示するかどうかという点である。こうした点は、アメリカやイギリスにおいてキャッシュ・フロー計算書が制度化される際、活発な議論が展開された論点であった。

図表4からわかるように、表示方法については異なる意見がみられ、合意がえられるにはいたっていないように思われる。改訂IAS7では、こうした『コメントレター』の内容を受け、前述のとおり、いずれの方法をも容認するという結論に達したものと考えられる。利益と営業活動からのキャッシュ・フローの照合については、そうした情報を開示すべきであるとする意見がかなり多くみられたが、改訂IAS7では、こうした情報の開示について言及していない。こうした情報は、利益の金額と営業活動からの正味のキャッシュ・フロー金額の違いの原因を明らかにするという意味で重要である。アメリカのSFAS 95やイギリスのFRS 1<sup>(22)</sup>でも、こうした情報はなんらかの形でその開示が義務づけられており、議論の余地が残る点であると考えられる。

なお、E 36では、営業活動からのキャッシュ・フローの報告については、基準の一部としてではなく、背景説明にあたる記述の中で提示されていたのに対して、改訂IAS7では基準として規定されている点も留意すべき点である。<sup>(23)</sup>

### (3) 利息および配当金の処理

E 36は、利息および配当金についてのキャッシュ・フローの処理について次のように規定していた。「受取利息および支払利息ならびに受取配当金および支払配当金は、每期、継続した方法で分類し、それぞれが、営業、投資、および財務のいずれかの活動の一つとして、別個に開示しなければならない。」<sup>(24)</sup>これは、利息および配当についてのキャッシュ・フローの処理については、継続性の原則に準拠している限り、営業活動、投資活動、および財務活動のいずれの区分で表示するかを選択は作成者である企業に委ねるというものである。

(22) FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, par. 29. ASB, *op. cit.*, par. 16.

(23) E 36および改訂IAS7では、基準を構成するパラグラフは太文字 (bold italic type) で表現されており、それ以外のパラグラフは基準の背景説明として位置づけられている。

(24) IASC, IAS E 36, *op. cit.*, par. 33.

図表5 利息および配当金の処理

	IASC 加盟団体	基準設定 機	その他の 関 団体・代表 機	銀行金融 機 関	会計 事務所	個別企業 (事業会 社)	個人	計
支払利息・支払配当金は財務活動、 受取利息・受取配当金は投資活動 の区分で開示すべき。			1					1
支払利息・受取利息・受取配当金 は営業活動の区分で開示すべき。			1		1	3		5
受取利息・受取配当金は投資活動 、支払利息は財務活動の区分で開 示すべき。						1		1
配当金は独立した区分で開示すべ き。	1							1
支払配当金は財務活動の区分で開 示。					1	3		4
支払配当金は独立の区分または財 務活動の区分で開示すべき。	1							1
帰属する区分を明確にすべき。	2	1	1					4
E36の規定を支持する。		1						1
その他。	2		1					3

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

『コメントレター』を分析してみると、図表5が示すように、こうしたE36の規定に対して実に多様な意見が寄せられている。その中で比較的多かったのが、①支払利息・受取利息・受取配当金は営業活動の区分で表示すべきである、②支払配当金は財務活動の区分で表示すべきである、③それぞれをどの区分で表示させるのかを明確にすべきである、という意見であった。しかしながら、これらの意見とは異なるものもあり、そうした意見についても一定の論拠がみられる。<sup>(25)</sup> 寄せられた意見のほとんどが、総論として、利息および配当金についてはいずれの区分で表示するかを規定の上で明確にすべきであるという点では共通の認識をみることができるものの、具体的にどの区分に表示すべきかということについては必ずしも合意が存在していない。そのため、改訂IAS7では、E36に修正を加えないという結論に達したと考えられる。<sup>(26)</sup> この点はアメリカやイギリスの取扱と異なり、改訂IAS7の特徴的な点であるといえる。

#### (4) 所得に対する税金の処理

E36は、所得に対する税金から生じるキャッシュ・フローについて次のように規定している。「所得に対する税金から生じるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローとして分類し、別個に開示しなければならない。」<sup>(27)</sup> これは、所得に対する税金に関連して生じる

(25) この点については、改訂IAS7においても言及されている。本稿II(7)を参照されたい。

(26) アメリカでは、受取利息、受取配当金、および支払利息は営業活動の区分で、支払配当金は財務活動の区分で表示される。イギリスでは、利息および配当金の受取および支払は、「投資からの利益および資金調達についての利息等の支払」という区分が設定されそこで表示されることになっている。

FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, pars. 19, 22, 23. ASB, *op. cit.*, pars. 18-20.

(27) IASC, IAS E36, *op. cit.*, par. 36.

図表6 所得に対する税金の処理

	IASC 加盟団体	基準設定 機関	その他の 団体・代表 機関	銀行金融 機関	会計 事務所	個別企業 (事業会社) 個人	計
営業活動の区分に限定すべきでない。	5	1			1		7
独立した区分で開示すべき。	1		2		1		4

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E 36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

キャッシュ・フローをすべて営業活動からのキャッシュ・フローとみなすことを意味している。

『コメントレター』を分析してみると、営業活動に限定的に分類することを要求したE36の規定に対しては否定的な意見がめだつた。図表6が示すように、所得に対する税金に関連して生じるキャッシュ・フローの処理については、大別すると、①営業活動の区分に限定すべきでないという意見と、②独立した区分で開示すべきであるという意見がみられる。いずれの意見も、所得に対する税金は、必ずしも営業活動の結果のみから発生するのではなく、投資活動や財務活動からも発生するという考え方にもとづくものである。こうした意見を踏まえて、改訂IAS7は、営業活動の区分に限定せずに、財務活動や投資活動とはっきり結び付けることができる場合には、それぞれの区分で表示することを要求することになったと考えられる。この点もアメリカやイギリスにおける取扱と異なり、改訂IAS7の特徴的な点であるといえる。<sup>(28)</sup>

(5) その他の開示事項

E36では、その他の任意開示事項として、(a)営業能力の維持および拡張を示す支出、(b)将来の営業活動のために利用可能な未使用借入限度額、と資本のコミットメントを決済するための未使用借入限度額、(c)グループ内の企業が保有する現金および現金等価物のグループによる利用可能性、(d)セグメント情報、(e)ジョイント・ベンチャー情報、<sup>(29)</sup>を提示していた。

『コメントレター』を分析してみると、図表7が示すように非常に多様な意見をみる事ができる。その中で特に多くの意見が寄せられたのは、営業能力の維持および拡張についてのキャッシュ・フローについての情報であり、その多くは実現可能性の観点からこうした情報の開示に反対するものであった。セグメント情報の開示に反対する意見も比較的多くみられたが、積極的に開示を支持する意見もみられる。特に、注目すべき点は、現金および現金等価物のグループ内での利用制限についての情報を強制開示にすべきであるという意見がいくつかみられたことである。こうした情報の開示は、国際的な活動を行っている多国籍企業に関する情報としては特に重要であると考えられる。なぜなら、企業によって保有されている現金および現金等価物が当該グループにとって利用できないような事業環境が、国際的にみれば実際には多く

(28) アメリカでは、営業活動の区分に分類され、イギリスでは「税金」という独立した区分が設定されそこで表示されることになっている。

FASB, SFAS No. 95, *op. cit.*, pars. 21-23. ASB, *op. cit.*, par. 17.

(29) IASC, IAS E 36, *op. cit.*, par. 48.

図表7 その他の開示主項

	IASC 加盟団体	基準設定 機関	その他の 団体・代表 機関	銀行金融 機関	会計 事務所	個別企業 (事業会) 個人	計
営業能力の維持および拡張のための支出についての開示に反対。	4	1	3			2	10
営業能力についての支出についての開示を支持。	1						1
現金および現金等価物のグループ内での利用制限を強制開示事項とすべき。	1		1		1		3
セグメント情報の開示に反対。	2		1			1	4
セグメント情報の開示を支持。	1		1				2
ジョイント・ベンチャー情報の開示に反対。			1				1
ジョイント・ベンチャー情報の開示を支持。			1				1
将来の現金のコミットメントを開示すべき。	1						1
未使用借入限度額以外の事項の開示に反対。		1					1
E36の規定を支持する。	2		1				3
その他。			1				1

(出所：IASC, *Comment Letters on Exposure Draft, E36 Cash Flow Statements* (IASC, December 1992), より作成。)

存在しているからである。たとえば、為替管理やその他の法的な制限を適用されているために、そこで保有されている現金および現金等価物を親会社または他の子会社が利用できないような国が存在している。そうした国で活動している子会社が保有している現金および現金等価物などがその例としてあげられる。こうした情報は、開示に反対する意見が図表7をみても皆無であったことから、その重要性をうかがうことができる。したがって、改訂IAS7が現金および現金等価物のグループ内での利用制限を強制開示事項にしたことは、IASという性格を考慮するならばあるべき修正といえる。

#### IV. むすびにかえて——改訂IAS7の特徴とその意義——

E36は、それに対して寄せられたコメントレターの内容を検討したIASCの起草委員会の勧告をふまえて、1992年10月、改訂IAS7として理事会によって承認された。E36は、それに対して『コメントレター』をみる限りでは、基本的な点では支持を得ているといつてよい。改訂IAS7は、アメリカのSFAS95やイギリスのFRS1の影響をうけていると考えられるが、いくつかの特徴的な点として以下の諸点を指摘することができる。

- (a) 改訂IAS7を適用する対象範囲から、投資会社、年金基金、金融機関、中小規模会社等いずれも除外しないこと。
- (b) 営業活動からの正味のキャッシュ・フローの表示方法としては、直接法および間接法の

いずれも同等に扱うが直接法を勧奨すること。それに伴い、直接法によった場合の利益と営業活動からの正味キャッシュ・フローとの照合についての情報の開示を要求しないこと。

- (c) 利息および配当金の表示区分については任意としたこと。
- (d) 所得に対する税金から生じたキャッシュ・フローが、財務活動や投資活動とはっきりと結び付けることができる場合には、営業活動の区分ではなく、当該キャッシュ・フローが起因したそれぞれの活動に区分することとしたこと。
- (e) 現金および現金等価物に利用制限がある場合は必ず開示すること。

改訂 IAS 7 は、キャッシュ・フロー計算書を作成・開示するための会計基準として公表されたものであるが、従来、IAS 7 で認められていた財政状態変動表を作成・開示方法における選択の幅を狭めることによって、資金情報の国際的な比較可能性を高めるという効果が期待される。近年、資本市場のグローバル化の進展にともない、財務諸表の国際的な比較可能性の重要性がますます高まりつつある。資金情報に関する国際的な比較可能性について考えてみると、IAS 7 を国内の会計基準として導入し、そのため運転資本を中心とする情報を提供しようとする財政状態変動表を作成・開示している国が存在する一方で、アメリカやイギリスなどにより現金に近い情報を提供しようとするキャッシュ・フロー計算書を作成・開示している国もあり、資金情報の国際的な比較可能性は必ずしも高くはないというのが現状であった。改訂 IAS 7 は、1994年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるわけであるが、それにと<sup>(30)</sup>もならない、今後多くの国々でキャッシュ・フロー計算書の作成・開示が義務づけられ、財務諸表の一つとして位置づけられるようになると考えられる。その意味で、IAS における財政状態変動表からキャッシュ・フロー計算書への移行は、表示上の特徴点はいくつかみられるものの、財務諸表の国際的な比較可能性という観点からは意義のあるものと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書の国際的な比較可能性を高めようとする志向は、証券監督者国際機構 (IOSCO) によるキャッシュ・フロー計算書をめぐる最近の動向により、今後さらに促進されることが予想される。すなわち、1993年6月に開催された IOSCO の第一作業部会が改訂 IAS 7 に従って作成されたキャッシュ・フロー計算書を承認したのを受けて、同年7月に開催された IOSCO の第18回総会の代表者委員会は、外国の発行体が改訂 IAS 7 に従って作成するキャッシュ・フロー計算書を、各国の会計基準にもとづいて作成される計算書に対する選<sup>(31)</sup>択的なもの一つとして受け入れるよう、所轄法域内で適切な措置をとるよう勧告したのである。このことによって、間接的にはあるが、パブリック・セクターの集合体である IOSCO を通じて、本来的に法的拘束力をもたない改訂 IAS 7 が国際的に公的な承認をえた形になったのである。このことから、今後、資金情報とりわけキャッシュ・フロー計算書についての各国

(30) IASC, IAS 7 (revised), *op. cit.*, par. 53.

(31) 改訂 IAS 7 の承認を含む、最近の IOSCO における国際会計基準に関連する議論については、角田伸広稿「IOSCO における国際会計基準に係る議論の概要」『企業会計』第46巻第1号 (1994年1月), pp. 37~41, を参照されたい。

## 国際会計基準改訂第7号『キャッシュ・フロー計算書』の特徴とその意義

の会計実務が、改訂 IAS 7 を機軸として進展したり、あるいはその影響を受けることも十分考えられる。こうした意味において、キャッシュ・フロー計算書の国際的な比較可能性の向上に対して改訂 IAS 7 がもつ意義は大きいものといえよう。今後の、キャッシュ・フロー計算書をめぐる会計実務の国際的な動向が注目されるところである。

\*本稿は、日本会計研究学会第43回関西西部会における自由論題報告の内容の一部を加筆・修正したものである。討論においては、野村健太郎先生（神戸商科大学）および佐藤倫正先生（岡山大学）から有益なご教示をいただいた。この場をかりて謝意をあらわしたい。